

令和3年 No.30

○国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

随意契約に係る公募型企画競争による契約について明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年4月28日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年4月30日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第17号

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大会計規程（平成16年規程第43号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：随意契約に係る公募型企画競争による契約について明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第6章 契約 (一般競争)</p> <p>第29条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他契約を締結する場合においては、第30条及び第31条による場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。</p> <p>2 一般競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他一般競争について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(指名競争)</p> <p>第30条 契約担当役は、契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、指名契約によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。</p> <p>(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(3) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。</p> <p>(4) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。</p> <p>2 指名競争について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第31条 契約担当役は、契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。</p> <p>(2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。</p> <p>(3) 競争に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。</p> <p><u>(5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。</u></p> <p>2 随意契約について必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和3年4月30日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>第6章 契約 (一般競争)</p> <p>第29条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他契約を締結する場合においては、第30条及び第31条による場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。</p> <p>2 一般競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他一般競争について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(指名競争)</p> <p>第30条 契約担当役は、契約が次の各号の1に該当する場合には、指名契約によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。</p> <p>(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(3) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。</p> <p>(4) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。</p> <p>2 指名競争について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第31条 契約担当役は、契約が次の各号の1に該当する場合には、随意契約によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。</p> <p>(2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。</p> <p>(3) 競争に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。</p> <p>2 随意契約について必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p>